

# 第5回政府報告に関連する国賠ネットワークの報告(案 2f)

2008年 9月  
国賠ネットワーク

## 1. 証拠が開示されない問題 (14条関連)

### 1-1 前回最終見解と第五回政府報告

貴委員会は、日本政府の第4回報告を98/11に審査し、98/11/5の会合でその最終見解を採択した(4)。その中で、刑事裁判の証拠開示に関して次のように勧告された。

委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する。(パラグラフ 26) (CCPR/C/79/Add.102, para. 26)

他方、日本政府は第5回報告の「第14条：公正な裁判を受ける権利 2. 弁護人への証拠開示」において、次のように報告した。

検察官は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求する場合には、被告人又は弁護人に、その証人等の氏名及び住居を知る機会を与えなければならず、証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、被告人又は弁護人に、これを閲覧する機会を与えなければならない。これに加え、裁判所は、その訴訟指揮権に基づき、検察官が所持する証拠の開示を命ずることができる。実際にも、検察官は、事案に即して証拠開示の要否、時期、範囲等を検討し、被告人の防御上合理的に必要と認められる証拠については、これを適正に開示することとしており、また、検察官と弁護人との間で意見が異なる場合には、裁判所において判断されることとなる。(para.288)

このように、被告人及び弁護人は、公判を準備するために必要な証拠の開示を受ける機会には既に保障されていたが、2004年5月には、刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策として、第一回公判期日前に事件の争点及び証拠を整理することを目的とする公判前整理手続を創設し、この手続において、争点等を十分に整理するとともに、被告人が防御の準備を十全に整えることができるよう、検察官による証拠開示を拡充することとする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立した。同改正法では、検察官は、被告人又は弁護人に対し、まず、取調べを請求した証拠(以下「検察官請求証拠」という。)について、証人等の尋問を請求した場合には、その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その証言予定内容が明らかとなる供述録取書等を閲覧及び謄写する機会(被告人の場合には閲覧の機会のみ。以下同じ。)を与えなければならず、証拠書類又は証拠物の取調べを請求した場合には、これを閲覧及び謄写する機会を与えなければならないこととされている。また、検察官請求証拠以外の証拠についても、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人又は弁護人が明らかにした主張に関連する証拠について、開示の必要性和弊害とを比較衡量し、相当と認めるときは、その閲覧及び謄写の機会を与えなければならないこととされている。さらに、検察官と被告人側との間で、証拠開示の要否等をめぐって争いが生じた場合には、中立公正な裁判所がこれを裁定するものとされている。(para. 289)

刑事事件の捜査記録には、広範な捜査活動の結果収集された種々雑多な資料が含まれており、

その中には事件の争点と関係しないものがあるばかりではなく、証拠開示によって関係者のプライバシーや名誉が害されるとともに将来の捜査に対する協力が得られなくなるおそれがあるものもあること等の理由により、検察官に公判提出予定証拠以外の証拠を開示する一般的な義務を課すこと、あるいは、弁護側に証拠開示の一般的な権利を認めることは適当でない。(para.290)

つまり、貴委員会は最終見解において、「防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保すること」を勧告した。他方、第5回政府報告は裁判所の判断、裁定により認められた場合に限って証拠開示され、「弁護側に証拠開示の一般的な権利」を認めないことを述べている。

## 1-2 証拠開示がされず判決が誤ったり、裁判が長期化した事例

前節で概観したように、弁護側に対して証拠開示が制約される刑事裁判の現状において、公正な裁判が実現可能であるかを考える必要がある。国賠ネットワークの会員が被害を被った冤罪事件の裁判の実例を踏まえて次に検討する。

### 1-2-1 沖縄ゼネスト警察官殺害事件

1971年にデモ行進の渦中で警備の警察官が死亡した「沖縄ゼネスト警察官殺害事件」において、殺人罪に問われた被告人に、1976年に刑事裁判2審で無罪判決が下り、確定した。この裁判で、捜査・公判遂行過程における検察官による、「証拠の被告・弁護側への開示」について重要な問題があった。

無罪判決の重要な証拠となった16mmムービーフィルムは、公訴提起時に検察官が収集していたにもかかわらず、弁護人側へその存在を知らせず、開示しなかった。フィルムは民間人Y氏が現場を撮影したものである。警察はこのフィルムが装着されたムービーカメラを、事件当日に押収・領置した。警察はそのフィルムを現像し、各コマをプリントした。このプリントは、同じ現場で起きた公務執行妨害、凶器準備集合罪等の容疑の別の事件の裁判に証拠提出された。それにより、本件弁護人は現場を撮影した16mmムービーフィルムの存在を知ることができた。

本件弁護人はこのフィルムの撮影者Y氏を捜し、事情聴取した。Y氏は事件当日、記録映画制作の一環で撮影中に、現場において警察官にカメラごと押収されたこと、倒れた警察官を撮影した場面は消火して助けようとしている場面を撮影したこと、警察官は撮影場面についての説明などを一切、事情聴取しなかったこと、が述べられた。

このフィルムは、事件から約1年半後に、Y氏に還付された。それを本件弁護人が入手して法廷に証拠として提出した。このフィルムは、被告人の行為は殺害ではなく、消火・救助であるということを裁判所が認定する決定的な証拠となった。

この事例が示すものは、被告人にとって有利な証拠(消極的証拠)を検察官は本件公訴提起時に持っていないながら、そのフィルムの存在を弁護側に秘匿した点にある。警察・検察が公権力を駆使して収集した証拠を独占し、かつ、検察官の立証に役立たない証拠はその存在さえも、被告・弁護側は知ることが出来ない。これはこの事例に限った問題ではなく、多くの裁判で起こっている問題である。

### 1-2-2 警視総監公舎爆破未遂事件

警察機構の中核にある警視庁の長官公舎に手製爆弾が仕掛けられたとする事件が1971年に起きた。手製爆弾は警備中の警察官に発見され、爆発せず未遂に終わった。逮捕、起訴された6人の被告人は刑事裁判で事件に関与していないことが明らかにされ、無罪判決が下され、確定した。

日本の警察は、解決を求められる重要事件で証拠がない場合、犯人とする人を微罪で逮捕し代用監獄に拘束して虚偽の自白を迫る場合がある。この手法は別件逮捕と呼ばれている。この事件の捜査では別件

逮捕の容疑は、20日前に盗まれた乗用車を使っていたとするものであった。その目撃供述は捏造されたことが法廷で証言された。この別件逮捕により1人は虚偽の自白調書が作成された。それを証拠に6人が逮捕された。そのうち4人が本件爆弾事件について自白し、6人が起訴された。

このような捜査過程では、初期の捜査資料には捏造されたものが多い。被告人らは検察が隠蔽する証拠の開示を要求し続けた。開示要求を例示すると、(1)逮捕状請求書に添付された疎明資料(いかなる証拠によって逮捕されたのか)、(2)捜査主任官による捜査報告書(証拠と被疑者を結びつける虚構の報告)、(3)警察から検察に送致された全証拠のリスト(検察官による起訴の判断が適法であったかをみるため)、(4)初期捜査段階の被疑者に対する身辺捜査関係の資料、(5)事件発生時、現場で犯人を取り逃がした警察官が作成した報告書、(6)アリバイ関係裏付け捜査の資料、などがある。

刑事裁判では、当初隠蔽された自白者の否認段階の供述調書、自白が生成される過程の調書が開示され、無罪を示す重要証拠となった。しかし、多くの捜査資料に関する開示命令申し立てを裁判所は認めなかった。

例えば、アリバイ関係捜査の資料として、被告人Sのアリバイがある。彼は爆弾事件の直後に犯人が現場からの逃走に使用して乗り捨てたとされる乗用車の所有名義人として、事情を聞かれた。しかし、彼は事件当日の深夜まで友人N夫妻宅にいた。午前1時半頃まで計7人で飲食歓談していた。N宅は密閉性のない木造アパートの2階の一室で、エアコンはなく、とても暑いので、部屋の窓を開け放していた。その事実を階下に住む家主、2階の居住者らはよく知っていた。つまり、Sは事件に関与できずアリバイが成立する。この夜の7人の中に本件爆弾事件の被告人が3人含まれていた。

刑事裁判で、幹部捜査官はSの事情聴取に基づいて、アリバイ裏付け捜査を行わせたことを認めた。しかし、結果は覚えていないと証言した。そこで、被告人らは、そのときの捜査資料によってアリバイは立証されていたはずであると、その開示を強く要求したが、裁判所は開示を認めなかった。具体的かつ詳細な爆弾事件の虚偽自白が後に作られるが、捜査当初からその虚偽を証明するアリバイが合ったことになる。裏付け捜査に関する資料を頑強に隠蔽することが、アリバイを裏付けていると言えよう。

### 1-3 公正な裁判のために証拠開示を

第5回の日本政府報告によれば、「検察官に公判提出予定証拠以外の証拠を開示する一般的な義務を課すこと、あるいは、弁護側に証拠開示の一般的な権利を認めることは適当でない」、としている。しかも、「開示の必要性と弊害とを比較衡量し、相当と認めるときは、その閲覧及び謄写の機会を与えなければならない」、という改訂刑事訴訟法は、『開示の必要性』や『相当と認めるとき』の判断を、一方の当事者である検察官の専権としている点に問題がある。

1-2-1 の事例のように、重要な証拠の存在そのものが検察官によって隠されていた場合、「開示の必要性」についての論議も成り立たない。さらに、「検察官と被告人側との間で、証拠開示の要否等をめぐって争いが生じた場合には、中立公正な裁判所がこれを裁定する」というが、証拠そのものが隠されていた場合には、「証拠開示の要否」の議論そのものが不可能になるのである。警察および検察の収集した証拠のすべてを開示するか、積極証拠、消極証拠を含めて、すべての証拠一覧リストを被告・弁護側に示すことがなければ、本件事例のような不公正が生じ、被告の弁護防御権は保証されない。

1-2-2 の事例では、刑事裁判に11年(一審確定)、次項の国賠訴訟に17年(三審で実質敗訴)を費やした。隠匿証拠が当初から開示されていれば、刑事裁判はそもそも成り立たず国賠訴訟も速やかに結論が出たものと言わざるを得ない。

警察、検察が強制捜査により収集した証拠をすべて警察、検察が保持し、あるいは恣意的に破棄して、

有罪立証方向で取捨選択して、刑事裁判が行われている。再審や国賠裁判になっても、警察、検察の責任をできる限り最小化する方向で証拠は隠し続けられる。それぞれの刑事裁判、国賠訴訟で証拠が隠され続けた。それらの結果として警察、検察の責任は不明確になり、結果、不公正な刑事裁判が後をたたない。99.9%を超える有罪率はこのような刑事裁判の不公正さの証左と言わざるを得ない。

以上のように日本では、公正な裁判を実現するための証拠開示が十分になされておらず、このような実態は、規約14条に違反する。

## 2. 違法に拘禁された者への賠償が実現されていない問題（9条5項関連）

### 2-1 違法に拘禁された者への賠償に関する第三回政府報告

第三回政府報告書(英文 59-60 頁)の第9条 4.(a)及び(b)において次のように説明されている。

4.(a) 本条5の権利については、憲法第17条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」と規定し、これを受けて国家賠償法が制定されている。同法は「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」(同法第1条1項)と規定し、公権力の行使に当たる公務員の職務執行の際の故意又は過失により違法に逮捕・勾留されたものは、同規定に基づき国又は公共団体に対しその損害の賠償を請求できる。

(b) また、抑留又は拘禁が違法でなかったばあいについても憲法40条は「何人も抑留又は拘禁された後、無罪判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定し、その補償の範囲を拡げている。この規定を受けて刑事補償法が制定され、無罪の裁判を受けた者につき、未決の拘留又は拘禁による補償(同法第1条第1項)と刑に執行及び拘置による補償(同法第2項)が認められており、その場合における補償金額が、同法の定める制限内で裁判所が決定することとされている(同法第4条)。

また、不起訴処分になった場合であっても、結果的に無実のものが抑留・拘禁されたため被った財産的、身体的、精神的不利益の重大さにかんがみるときは、これに対する補償を行うことが憲法第40条の趣旨に沿い、かつ、正義と衡平の観念に合致すると考えられるところから、被疑者補償規程(1957年4月12日法務省訓令第1号)が設けられ、不起訴処分になったものにつき、そのものが罪を犯さなかったと認めるにたりる十分な理由がある場合に、抑留又は拘禁による補償を行う事とされている(同規程第2条)ことは、第2回報告で述べたとおりである。

このように、日本政府は第2、第3回と一貫して9条5項が実施されていると報告してきた。また、第2、第3回の審査に於いて最終見解により何ら指摘が無かったこともあり、第4回、第5回報告では言及されていない。

### 2-2 冤罪事件の国賠訴訟で賠償が認められない現状

規約9条5項「違法に拘禁された者への賠償」については、日本に国家賠償法と刑事補償法が存在することは事実であるが、実際には次のような多くの問題が存在しており、極めて不十分な補償しかなされていない。

まず第1に、起訴された被告人が無罪判決を受けて確定した場合、刑事補償法により拘禁日数に応じて補償金が政府から支払われるのは事実である。しかし、その金額は最高でも1日あたり 12,500円であり(同法第4条1項)、これは日本の全労働者の1日平均賃金19,520円(2005年日本統計年鑑)の63%に

すぎない。したがってこの補償金は、実際に被告人が被った損害や精神的な苦痛に対する十分な補償とはいえない。

次に、逮捕、勾留された被疑者が起訴されなかった場合には政府報告書のとおり被疑者補償規程により補償されることがあるが、この規程による補償は検察官の判断に任されており、検察官が補償しないと判断した場合に被疑者は異議を申し立てることが出来ない。

また、刑事補償法および被疑者補償規程のいずれも、誤って拘禁したことへの謝罪、傷つけられた社会的な名誉を十分に回復する措置を含んでいない。このように被告人、被疑者への補償制度はいずれも不十分である。

第3に、刑事手続き以外の拘禁(例えば出入国管理による拘禁、精神障害者に対する拘禁)については、たとえ違法な拘禁だったことが後に判明した場合でも、次に述べる国家賠償法による以外は補償を受ける方法はない。

以上の理由により違法に拘禁された者は、十分な補償を受けるためには国家賠償法による賠償を政府に要求することになる。政府が任意に賠償に応ずることは実際には殆ど全くあり得ないから、この賠償の実現は訴訟による他ないが、その国家賠償請求訴訟には次のような問題がある。

まず第1に、刑事裁判で無罪判決を受けた者が賠償を求めるには、検察官による起訴が違法であったことを立証しなければならない。この場合、最高裁判所の1989年6月29日判決(1-2-1で述べた沖縄ゼネスト警察官殺害事件)は、「検察官が、〈中略〉証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、〈中略〉公訴の提起は違法性を欠く」と判断しており、多くの他の国家賠償請求訴訟の判決でもこの論理が採用されている。しかし、無罪判決が確定したことは検察官の起訴が誤りであったことを示すものに他ならないのであるから、起訴の適法性を裏付ける国側の十分な反証がない限り、起訴は違法であったと判断されるべきであろう。右のような最高裁判所の判断は、違法な拘禁に対する補償の実現のためには大きな障害となっている。なお、警察官の違法な逮捕につき賠償を求める場合も同様の問題が生じる。

第2に、ここでいう「証拠資料」とは、最高裁判所によれば、検察官が起訴時点で収集済みか、入手可能だったものに限られる。ところが、検察官の手持ち資料のうち、元被告人や元被疑者(国家賠償請求訴訟の原告)にとって、実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示した資料(それらは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では、検察官は手持ち証拠の全面開示の義務はなく、それ自体規約14条1項にもとるものといえる。)に限られる。なぜなら、それ以外の検察官手持ち資料の開示制度は、国家賠償請求訴訟でも存在していないからである。したがって、原告にとって検察官の起訴が違法であることを立証するに足る資料を収集することは困難である。

1-2-2で述べた警視総監公舎爆破未遂事件では、検察官の手持ち証拠のリストすら明らかにしないまま起訴の違法を認めなかった。これにより、国(検察)の責任は一切認められず、警察(東京都)の捜査過程で、2名の虚偽自白を獲得した警察官の違法が認められたのみである。その警察官は被疑者の無知につけ込み、軽罪適用を保障しつつ取調べた。元被告人の6人に対し合計300万円の賠償を東京都に命じたのである(ただし、支払いが違法行為発生からおおよそ30年後となったため、遅延損害金が400万円加算された)。なお、賠償金額の査定は裁判官の自由裁量であり、計算の根拠は一切明示されていない。

実際にも1985年から2001年までの16年間で、違法な起訴、拘禁に関連して国側に賠償を命じた判決は6件程度に留まっている。最高裁判所では、下級審の認めた国の賠償責任を破棄した1例を含め、国側に賠償を命じた判決が1件もない。

### 2-3 違法に拘禁された者への賠償を実現し、人質司法の解消を

代用監獄の多用や弁護士と被拘禁者との接見交通の制限に表れた刑事手続きの不備、あるいは裁判所の安易な自白依存などにより、日本では未だに冤罪の発生を根絶できない。刑事手続きにおける違法な拘禁について国家賠償法が実際には以上のように殆ど機能していないことは、警察官や検察官が違法な逮捕、起訴をした場合でもその責任を問われることがないことを示しており、冤罪の発生が絶えない原因の1つとなっている。

また、国家賠償請求訴訟は民事訴訟手続きにより進行する。証拠を事実上独占している国(検察)対個人の争いでは圧倒的に個人が不利である。年の民訴法改正による公判前整理手続きでは被告人側に全証拠へのアクセスが保障されず、検察には全証拠リストの開示も義務づけられていない。

日本政府の第3回報告の記述に反して、違法な拘禁への賠償はほとんど行わない。そうした現状を背景に、被疑者が長期にわたり拘禁され、自白が迫られる問題は依然続いている。人質司法とも呼ばれるこの問題は、不公正な刑事裁判の大きな要因の1つになっている。

以上のように日本では、違法な拘禁に対する補償が十分になされておらず、不公正な裁判の原因ともなっている。このような実態は、規約9条5項、14条1項、6項に違反する。

-----

注1) 2-2 の数値は日本統計総覧(平成19年)、私家版国賠判例データベース(～2001年)のデータで修正した。

注2) インデントしている引用文は、正式な英文があり、別途提供。

注3) 参照した文献は次のものがある。

(1) 市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1(b)に基づく第5回政府報告

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/40\\_1b\\_5.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/40_1b_5.pdf)

外務省ホームページのトップ頁から外交政策>人権・人道>国際人権規約> とたどる方法もある。

(2) 自由権規約人権委員会第94会期 2008.10.13-31 於ジュネーブ

(3) List of issues to be taken up in connection with the consideration of the fifth periodic report of Japan

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/docs/CCPR.C.JPN.Q.5.doc>

(4) 規約第40条に基づき日本から提出された報告の検討自由権規約人権委員会の最終見解

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2_001.html)

(5) 第3回日本政府報告書 (例えば、「国際人権規約と日本の人権」明石書店 1993.5.31)

(6) 1993 Report concerning the present status of human rights in Japan JCLU May 1993

(7) ピース缶判決文 判例時報 no.1153, pp.29-139, 1985/7/21